宮代町コミュニティバス運行等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領は、「宮代町コミュニティバス運行等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

２．業務概要

（１）業務名 町内循環バス運行管理業務委託

（２）業務内容 町内循環バスの運行管理及び運行

（３）仕様等 別添仕様書のとおり。

※提案内容を踏まえて協議により変更する場合がある。

1. 業務期間　 令和5年4月1日から令和10年3月 31日まで（5年間）

３．見積額

見積額は、令和３年度決算額（委託料27,650,464円と運賃収入3,040,700円の合計）である30,691,164円（税込）を1年分の参考とし、人件費や燃料費の上昇分、システム利用料等を見込んだ額として5年間の合計額を積算してください。

４．実施形式　　公募型

５．スケジュール（予定）

令和４年　９月２６日（月） 公募開始

令和４年１０月　７日（金）正午 質疑受付締切

令和４年１０月１２日（水） 質疑に対する回答予定

令和４年１０月２１日（金）正午 企画提案書等の提出締切

令和４年１０月２４日（月） プレゼンテーション審査

令和４年１０月２８日（金） プレゼンテーション審査結果の通知

６．参加資格

プロポーザルに参加できる者は、「プロポーザル参加申込書」提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。なお、受注者の決定までの間に要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

1. 埼玉県内に営業所（運行管理者及び整備管理者が常駐する）を有し、事故や故障等により代車が必要な場合において概ね40分以内に準備ができること。
2. 道路運送法（昭和26年法律第183条）第４条第１項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得し、現に実施している者であること。または、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者のいずれかであり、運行開始日までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得できる者であること。
3. 過去に本事業と同種又は類似の事業を受託した実績があること。
4. 運行開始日までに、当該路線について道路運送法をはじめ関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。なお、許可申請等に要する費用は、参加希望者が負担するものとし、運行経費に含めない。
5. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
6. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
7. 宮代町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
8. 宮代町の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

７．失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

1. 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領の定めに適合しないとき。
2. 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
3. 提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
4. 審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めたとき。
5. 審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。

８．質疑・応答

（１）提出方法 電子メールによる（様式は任意）。電話での質問には応じない。

（２）提出期限 令和４年10月7日（金）正午まで

（３）提出場所 宮代町企画財政課

（４）回答方法 令和４年10月12日（水）午後５時までに町ホームページにて回答を公開。

９．参加申込の手続き

（１）提出書類 以下の書類を作成し提出のこと。

ア プロポーザル参加申込書（様式１） １部

イ 参考見積書（様式２及び様式３） １部

参考見積書は、別添「宮代町コミュニティバス運行等業務委託仕様書」により作成することとし、町内循環バス運行管理業務委託見積書（様式２）及び 町内循環バス運行管理業務委託見積書内訳（様式３）を合わせて提出すること。

ウ 事業者概要 １部

※様式は問わないが、会社の規模や事業内容等について記載すること。

エ 運行管理者経歴書（様式４） １部

オ 委託業務実績書（様式５） １部

カ 重大事故発生報告書（様式６） １部

キ 業務体制報告書（様式７） １部

ク 企画提案書 正本１部・副本５部（押印不要）

※企画提案書は全てＡ４縦判（Ａ３の折込みも可）横書きで統一し、左２点綴じすること（既存の会社パンフレット等は、これ以外の様式も可）。また、企画提案書の様式は任意とし、以下項目に沿って記載をすること。

①運行上の安全対策

　・運行車両の整備管理体制及び整備点検内容について

　・運行上の安全管理体制及び従業員の労務管理、教育内容等について

　・利用者に対する新型コロナウイルス感染症への感染防止対策について

②緊急時の対応

　・事故等緊急時の連絡体制について

　・事故等緊急時の代替車両の手配方法、手配に要する時間等について

③利用者の利便性向上

　・車内での接客及びクレーム処理等に対する対応について

・キャッシュレス決済等、利便性の向上につながる取り組みについて

　・その他利用者の利用促進（利用者増）につながる取り組みについて

④その他

・今後のルート見直しや車両購入等に対する提案等、その他特記事項があれば記

載すること

（２）提出方法 持参又は郵送（公募期間内必着）とする。

郵便事故等については、これを考慮しない。

（３）提出期日 令和４年10月21日（金）正午まで

（４）提出先 〒345-8504　宮代町笠原１－４－１

宮代町企画財政課管財担当

１０．審査及び選定

（１）日時 令和４年 10 月24日（月）時間は別途通知

（２）会場 宮代町役場2階202会議室

（３）選定方法 プレゼンテーション審査

全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。選定結果は 10 月28日（金）に文書により通知し、本町ホームページに公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

（４）プレゼンテーションの時間等

①プレゼンテーションの時間は１提案事業者当たり 40 分以内（提案20分、質疑 20分を基本）とし、準備及び片付けは別に５分程度とする。

②説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。

③出席者は１提案事業者当たり３名以内とし、うち１名は受託した場合における主 担当者（委託業務責任者又は主たる運行管理者）であること。

④プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意するこ

と。（プロジェクター、スクリーンを持ち込むことも可能）

１１．その他

（１）提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。

（２）提出された提案書等は返却しない。

（３）提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しない。

（４）審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めない。

（５）その他、この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と宮代町が協議して定めるものとする。

１２．問い合わせ先

　宮代町企画財政課管財担当

　〒345-8504　宮代町笠原1-4-1

　電話 0480-34-1111

　FAX 0480-34-7820

　Mail jyokan@town.miyashiro.saitama.jp